

議員全員協議会会議録

(令和4年11月22日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和4年11月22日(火)
招集場所 大会議室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

町長	清水雅文		
副町長	木原荘二		
教育長	児島秀之		
(総務課)			
課長	立花慶司	課長補佐	大間知伸一
課長補佐	近平高宜	係長	岡下崇
(企画財政課)			
課長	清水雅人	課長補佐	山口秀一
(町民課)			
課長	中田章	課長補佐	濱見学司
(消防本部)			
消防長	浅海宏貴		
(消防本部防災対策課)			
課長	土居章二		
(商工観光課)			
課長	兵頭重徳	課長補佐	脇田弘樹
(学校教育課)			
課長	岩井正一	課長補佐	西田季史

(水産課)

課長	長 田 岩 喜	課長補佐	和 田 幸 雄
係長	広 瀬 琢 磨	主査	吉 原 勇 作

(生涯学習課)

課長	坂 本 一 利	係長	濱 岡 邦 之
----	---------	----	---------

(選挙管理委員会)

課長補佐	山 下 公 久
------	---------

(農林課)

課長	吉 村 克 己
----	---------

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 国民健康保険における高額療養費支給申請手続きの簡素化導入について
- 2 マイナンバーカードの申請・交付状況について
- 3 ヘリポート整備事業について
- 4 ふるさと納税の補正予算計上について
- 5 南宇和高等学校魅力化推進事業について
- 6 漁業用燃油及び養殖用配合飼料価格高騰対策事業について
- 7 アコヤガイへい死対策について
- 8 愛南町スマート水産業推進事業について
- 9 愛南町体験住宅について
- 10 体育館用移動式エアコンの整備について
- 11 愛南町職員の育児休業等に関する条例の改正について
- 12 愛南町職員の給与に関する条例等の改正について
- 13 地方公務員の定年引上げについて
- 14 城辺商工会総合事務所耐震化工事等について
- 15 政治活動用看板に表示する証票の有効期限の変更について

【議会協議】

- 1 議会報告会意見について
- 2 議員視察研修について
- 3 その他

開 会 9時00分

閉 会 11時55分

○佐々木副議長 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和4年第17回議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに、議長、挨拶をお願いします。

○原田議長 皆さん、おはようございます。

今日、議員全員協議会の御案内をいたしましたところ、早朝より出席いただき、誠にありがとうございます。なお、石川議員がちょっと遅れるという連絡が入っております。

今日の全員協議会は、来月の9日より12月の定例が始まります。それに伴う執行部からの報告がございます。今回も15項目と大変多くありますので、スムーズな進行に御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

○佐々木副議長 ありがとうございます。

続きまして、町長、挨拶をお願いします。

○清水町長 皆さん、おはようございます。

令和4年第17回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、原田議長には招集をいただきまして、また、何かと御多忙の中、議員の皆様におかれましては御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本県では10月29日に、新居浜・西条圏域を除き、警戒レベルが「特別警戒期間」から「感染警戒期」に引き下げられておりますが、全国的にインフルエンザとの同時流行や、第8波への警戒が呼びかけられております。

町民の皆様には改めて、積極的なワクチンの接種と、社会経済活動の場面に応じた感染対策に努めていただきますとともに、議員各位におかれましても、引き続きの御協力をお願いいたします。

さて、本日は、国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化の導入や、12月定例議会に提案予定の案件など、15件の事前説明や報告を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしくお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○原田議長 それでは、早速、執行部からの報告に入ります。

まず最初に、国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化導入についての報告を求めます。

中田町民課長。

○中田町民課長 それでは、町民課から、国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化導入について、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

初めに、現行の高額療養費の支給申請手続ですが、国民健康保険の高額療養費が発生した場合、該当者には町から毎月200件程度の支給申請案内はがきを送付しており、該当者は医療費の領収書を持参した上で、町民課または各支所で申請手続を行っていただく必要があります。

今回、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令により、高額療養費の支給申請手続を市町村の判断で75歳以上の後期高齢者医療制度と同じ方式で簡素化することが可能となったことから、町においても被保険者の負担軽減を図るため簡素化を導入することとしたものです。

簡素化の内容ですが、これまでは、支給額の多寡に関わらず該当月ごとに高額療養費支給申請書と医療費の領収書の写しを町に提出する必要があり、被保険者の負担になっておりましたが、簡素化導入予定の令和5年4月以降は、初回申請時に簡素化手続を行えば、次回以降に高額療養費に該当する場合は、来庁することなく自動で指定口座に入金することになるので、被保険者の利便性向上が図られるとともに、窓口の混雑緩和や領収書とレセプト情報の突合が不要となることから事務の負担軽減につながります。

簡素化の対象者は、高額療養費申請時に簡素化の申し出のあった方、国保税を滞納していな

い方で、簡素化が停止になる場合は、国保税に滞納が発生した場合や指定口座に入金できない場合などで、この場合、再度、窓口で申請手続を行っていただきます。

最後に簡素化導入に係る経費ですが、本町の簡素化に対応した愛媛県国民健康保険団体連合会の簡素化機能導入に係るシステム改修負担金264万9,000円を12月議会定例会に上程させていただきます。

報告は以上になります。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

この件について何か御質疑はありませんか。

那須議員。

○那須議員 これは、去年の12月の定例会で、この簡素化をしたらどうかということは申し上げましたが、1年かかりましたね。その間、途中経過はお聞きをしたのですが、これは非常にいいことで、ぜひこのまま進めてもらいたいと思います。

これに併せてもう一点、私がお願いしたのは、町税を滞納した人たちの、税が優先されますので、その人たちの高額療養費のお金を強制的に取れないかということです。要するに、病院にかかって、医療費を払わなくても高額療養費は来るわけですね。そういう人は変な見方をしたら失礼ですけども、町税も滞納しているのではないかと。ですから、その人たちに病院の治療費を払わずに高額療養費が入ってきたときには、自動的に税務課のほうでその分を徴収できないかということも検討してもらいたいと言ったと思うのですが、これは町民課長ではなくて、理事者のほうでも結構ですが、その辺は検討されましたか。

○原田議長 中田町民課長。

○中田町民課長 まず、私のほうから、国保税に関することということで、今回、今、那須議員が言われた点、考慮して、対象者として国保税を滞納していない方ということで、該当者を限定させていただくような措置を取っております。これにつきましては、今、先ほど議員が言われましたように、国保税ほかの町税も含めて払っていない方に対して、高額療養費の支給が自動的に該当になるという部分がありましたので、国保税につきましては、事前登録というもので制約はさせていただくことは可能ですが、町税全般についてということであれば、町民課のほうで十分なお答えは難しい点があるかと考えております。

私のほうからは以上になります。

○原田議長 よろしいですか。

○那須議員 それは町民課のほうでも無理ですよ。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 税務課のほうと協議はしていないんですか。

○原田議長 中田町民課長。

○中田町民課長 あくまでこれは国民健康保険による高額療養費ということで、国保税についてというところで、仮に滞納があって、高額療養費の支給がこれまでと同じような形で滞納者については窓口で申請していただくような形になります。そのときには、当然ですが、納税相談という形で、税務課職員も同席していただいた上で、今後の滞納の解消について十分な双方で話し合いを持つような場をしっかりと設けております。

先ほどの答弁と同じ答弁の繰り返しになりますが、町税というものについて、国保税と一緒ににはなかなかできないと思いますので、今議員が言われた点も含めまして、町税の取扱いと高額療養費の支給申請、こういったものを協議していきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかにないようですので、1番を終了いたします。

続いて、2番、マイナンバーカードの申請・交付状況について報告を求めます。

中田町民課長。

○中田町民課長 町民課から、マイナンバーカードの申請・交付状況について、御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。

マイナンバーカードの申請・交付状況ですが、先月に引き続いて申請件数・交付率は大きく増加しており、10月末時点でのカード申請者は、全町民の8割弱になります1万5,853人で、その内、カードの交付を受けている者は1万2,300人、交付率は61.3%となっております。本年度末には交付率が70%台後半となる見込みです。

今後も休日窓口の開設や事前予約制での平日夜間対応など交付体制を拡充するなどして、円滑な申請受付や交付に努めるとともに、マイナンバーカードの交付率が普通交付税の算定に反映される予定であることなどを踏まえて、引き続き、カードの取得促進を図っていきたくと考えております。

報告は以上になります。

○原田議長 説明が終わりました。

何か御質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、2番を終了いたします。

続いて、3番のヘリポート整備事業についての報告を求めます。

土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 失礼いたします。防災対策課より、ヘリポート整備事業につきまして、御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

8月24日に開催されました議員全員協議会におきまして、ヘリポート整備事業につきまして説明いたしました。その後の進捗状況をお知らせいたします。

現在、愛媛県ドクターヘリのランデブーポイント、救急車とドクターヘリが合流する場所として登録されております「旧中浦小学校グラウンド」を整備予定場所といたしまして事業計画を進めております。

資料1、整備予定場所の図を御覧ください。

図の中央部分がヘリポートとなる箇所で、アスファルト舗装による整備を計画しております。そのヘリポートの周りの緑色の斜線部分につきましては、芝生を植栽する計画としております。

予定事業費につきましては、475万2,000円を予定しております。

主な支出項目といたしましては、舗装工・区画線工等に147万7,000円、芝生施工に174万1,000円、その他諸経費等がかかってきます。

整備計画(案)といたしましては、従前の説明では今年度内の完成を計画しておりましたが、現在、ヘリポートの周りの部分を芝生とすることを計画しておりますので、芝生の植栽につきましては、確認いたしましたところ、暖かい時期が好ましいとのことでしたので、ヘリポート整備工事の施工時期を来年度に延期することで現在、計画しております。

以上、防災対策課より、ヘリポート整備事業についての説明を終わります。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

この件につきまして御質疑はありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 今の説明で、芝生を植えられるということであるんですが、天然芝というのは、非常に管理が大変で、人件費等も今後維持するにはかかってくるのではないかと思うのですが、人工芝というのは1つ考えられないのか、お伺いいたします。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 今回、設計をする前に概算設計といたしまして、アスファルトによる全面張り、そして芝生の全面張り、あと芝のシートの市松張り、そして今回のポット苗張りによる施工方法の比較を行いまして、ポット苗による施工方法といたしております。

議員がおっしゃられるように、芝生につきましては、今後の管理等必要となってくることも検討いたしました。人工芝については、検討段階で施工方法の1つとして、候補としては上がっておりませんでした。先ほど説明いたしました工法のデメリット、メリット、そして工事費を比較した上で、今回のポット苗張りということにいたしました。

以上です。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 このヘリポートが何でこれを真ん中なのかというのが1つ疑問なんですけれども、左側にアスファルト舗装しているAの3の10、ここにヘリポートを設置したほうが多分、芝で救急車がここまで入っていくと、例えば芝が傷んだりということもありますので、舗装を左側にしているの、そこに設置すれば割安でできるのではないかと思うのですが、なぜど真ん中にあるのかなというのを1つ回答をお願いします。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。

先ほどおっしゃられました、今現在の計画では、車線の芝生の部分のセンターにアスファルト舗装してヘリポートを整備する計画としておりますが、位置につきましては、議員がおっしゃられたように、再度検討いたしまして、位置を若干調整することは可能となっております。

先ほどおっしゃられました解体後のアスファルト舗装されているところの近隣には、倉庫等がありますので、そういったことで、できる限り危険回避することで、現在、中央としております。

以上です。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 ヘリポートの補助金、助成金はないのでしょうか。愛媛県の場合は。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 お答えいたします。

確認いたしましたところ、現在、愛媛県では、今回のようなヘリポート整備事業の補助金はありませんでした。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

鷹野議員。

○鷹野議員 ヘリポートというのもあるんですけど、ふだん、地域の住民がここを有効利用する。

例えば、グラウンドゴルフするとか、秋祭りに利用するとか、そういったことは考えているのでしょうか。

○原田議長 土居防災対策課長。

○土居防災対策課長 今回のヘリポート整備事業の計画の前に、地元のほうでこちらの旧中浦小グラウンドの利活用の方法について、事前に確認いたしました。議員がおっしゃられるように、グラウンドゴルフにつきましては、別の場所で既に行っているということと、あとお祭り等で使用する際も特にヘリポートでアスファルト舗装、今回は芝生の計画をしていますが、そういったことで整備した後も活用等はできるという御了解をいただいておりますので、今回の計画としております。

以上です。

○原田議長 ほかに、金繁議員、いいですか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかにないようですので、3番を終了いたします。

続いて、4番、ふるさと納税の補正予算計上についての報告を求めます。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。商工観光課から、資料番号4番、ふるさと納税の補正予算計上について説明させていただきます。

1の12月補正予算額の内容です。

(1) 歳入は3億円の増額です。寄附金は、当初予算額8億円に対しまして、補正後は11億円を見込んでいます。

(2) の歳出は、寄附金増額に伴う経費として、総額2億4,831万円を計上しています。算出根拠は下記の①から⑤のとおりです。歳出は、寄附金が想定を超える場合でも対応できるように、寄附金額12億円ベースで、歳出予算額を積算しました。

2の増額理由です。

(1) 全国的に、ふるさと納税の市場が拡大しており、予想では、今年度1兆円市場になると見込まれています。

(2) 愛南町でも寄附金額は、11月15日締めで、3億525万1,000円と前年同時期に比べまして41.2%増で推移してしております。

(3) 返礼品のラインナップも総計で、820品となっており、本年度4月から100品目以上追加しております。

(4) ふるさと納税のポータルサイトも、2サイト追加して、これまでとは異なる寄附者への訴求が可能となっております。

以上が、今後増額する理由です。あくまでこれから、最大の繁忙期を迎える12月の動向次第で、今後の市場や寄附者の動向に委ねるしかありません。これから繁忙期に突入していきま。少しの取りこぼしがないように出来る限り、万全の体制で、12月を迎えたいと考えております。

以上が、ふるさと納税補正予算計上についての報告です。

商工観光課の報告は、以上です。

○原田議長 説明が終わりました。

この件について御質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、4番を終了いたします。

続いて、5番の南宇和高等学校魅力化推進事業についての報告を求めます。

岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 南宇和高等学校の魅力化推進事業の進捗状況について、御報告いたします。

まず、施設の名称は、「南光叶夢センター」といたします。南に光る、叶う夢ということでございます。

それと開設予定日は、今準備中なんですけれども、12月に開設したいというふうに考えております。利用対象者は南宇和高校の在校生で、進学をするという意味のある者のうち希望施設を利用したいという希望者ということといたします。

これまで準備期間中にそういった生徒へのオンラインセミナーを開催しております。面接対策、小論文対策、グループディスカッション講座、共通テスト対策などをオンラインで行っております。

スタッフといたしましては、5名を予定いたします。今年度は3名からのスタートということで、来年度は5名入れられたらと考えております。

運営方法としては、自学・自習の支援のための場の提供とスタッフによるフォローという形です。それと、総合型選抜入試等への対策支援を中心にいき、またその後、いろんな展開が図

れたらというふうに考えております。

開所時間は、放課後から午後8時半までということで、木曜日、日曜日、祝日が休みで、土曜日は9時から5時45分までの開所ということで予定しております。

この魅力化推進事業については、現在、よく新聞、テレビ等で報道されている県立学校の振興計画案との関係性が深いところがございます。計画案によりますと、適正規模は1学年の学級数は3学級から8学級を基本というふうに記載されております。入学生が80人以下の状況が3年続き、その後も増える見込みがない場合は、募集停止ということが案として書かれております。分校化というのは、この計画案ではなくなっております。

愛南町の中学生以下の1学年当たりの児童生徒数は、既に120人を切っています。そしてここ近年、約4割近くの中学生在南宇和高校以外を選択する傾向が続いております。この状況が続くと、この募集停止の基準に該当していく可能性が非常に高いというふうに考えております。ただ、募集停止の基準に該当しても魅力化推進校に認定された場合は、募集停止からは除かれるということです。

条件としては、市町に県立高校が1校で、市町から学校の存続のために必要と思われる支援が得られている場合は、魅力化推進校に認定できるというふうにされております。そういうことで、募集停止の基準に該当しても、魅力化推進校にこの取組によって、認定される可能性は高いというふうに考えております。

魅力化推進校であっても、入学生が30人以下の状況が3年続くとこれも同じく募集停止ということで、振興計画案には書かれておまして、それに対する対応策にもなるというふうに考えております。

私のほうからの説明は以上です。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

この件に関して質疑はありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これは12月議会に何か補正が出るわけではないんですよね。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 今年度の予算は既に計上済みです。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 それでは伺います。今年度は3名からスタートということなんですが、今年度のいつからスタート、もう既にされているのかどうか。されていなければいつからなのかという点が1点。

2点目は、これは公営塾ということですよ。既存の愛南町内の塾の経営者の方たちにはどのような説明をされたのかという点。

それから、3点目、その塾経営者の人たちからどのような意見が出ているか。

以上、3点お願いします。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 開設予定に関しては先ほど説明したとおりでございます。

それと、塾の方々への説明はもう既に終わっております。今、説明させていただきました振興計画等との関係などを説明し、御理解いただいたというふうに考えております。反対的な意見はございませんでしたが、何らか塾としても連携を何かの形で図れたらという御意見もいただいておりますが、今後、この推進事業を進めていく中で、こういった取組ができるかというところもいろいろ意見交換をしていきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

石川議員。

○石川議員 今、ちょっと金繁議員からも質問が出たと思うのですが、これは本当に民業圧迫にならないのかということが心配されていると思います。説明会等で説明されたということなんです、本当にこれ、民業圧迫にならないのかという心配が1点。

2点目は、推進事業によって、4割町外に出ている中学生が何割ぐらい、南宇和高校に通っていただけるような予想が立っているのかということと、あと南宇和高校は、アルバイトの禁止やバイク通学も禁止になっています。そんな中で、校則も含めて変えるべき点はないのか。南宇和高校が魅力化する中で、そういうことも検討はされているのか、3点、質問させていただきます。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 まず、民間圧迫というところも、これは一番最初にこちらもいろいろと考えたところでございまして、そういった意味で、塾の経営者の方々とは意見交換をしております。先ほど説明させていただいたように、あくまでも利用対象者は、南宇和高校に在学する、そういった希望のある生徒ということで、中学生とか小学生は対象としていないということでございます。その辺ですみ分けは、それと運営方法、先ほども説明したように、自学・自習の支援というところが柱になっていきますので、その辺はすみ分けというところが可能ではないかというふうに考えております。

あと、どれぐらいの生徒が南宇和高校の進学を選ぶかというところですが、今、4割近くの生徒さんが他の高校を選んでいるわけで、目標としてはその半分、4割を2割、8割の生徒さんが南宇和高校を選んでもらえるように取り組んでいきたいと考えております。

3点目については、南宇和高校そのもののことでございますので、私のほうからのお答えというのは、ちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 先ほど、岩井課長から塾の経営者の方たちには既に説明は終わっていると御理解をいただいているということですが、ざっくり教えていただきたいのですが、その説明というか、意見交換をしたのはいつどのような形でされましたか。

それから2点目、その際、紙に書いた資料などお渡しになりましたか。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 塾の方々には、塾経営の方々には全ての方に声をおかけさせていただきまして、希望される方に集まさせていただきました。そこでの説明は、この事業の取組の概要をプリントにしてお渡しした上で、説明して、そして意見交換をさせていただいて、理解を皆さん、当然不安な部分もあろうかと思いますが、御理解いただいて、応援していただけるような御意見もいただいたというところでございます。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかにないようですので、5番を終了いたします。

続いて、6番、漁業用燃油及び養殖用配合飼料価格高騰対策事業についての報告を求めます。
長田水産課長。

○長田水産課長 水産課から、資料6、漁業用燃油及び養殖用配合飼料高騰対策事業について、御説明いたします。

1の事業の目的は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が長期化する中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響で原油価格や養殖用配合飼料価格が高騰しており、漁業経営に多大な影響を与えています。

そこで、国の漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している漁業者に対して、漁業用

燃油及び養殖用配合飼料の価格高騰に対応するため、漁業経営の支援を行います。なお、以前県と足並みをそろえて実施予定でしたが、県の支援が未定のため、少しでも早く実施することとしています。

2の対象者は、愛南町内の漁業者・養殖業者で国の漁業経営セーフティーネット構築事業に現在加入している、または令和5年度に新たに加入する方を対象といたします。令和4年度の漁業経営セーフティーネット加入件数は、漁業用燃油が51件、養殖用配合飼料が28件となり、令和5年度の新規加入予定者は5件を見込んでおります。

3、対象期間と経費については、令和4年4月1日から12月31日の期間に購入した漁業用燃油・養殖用配合飼料が対象となります。

4、支援内容は、漁業経営セーフティーネットが発動した際に、各漁業者に支払われる漁業用燃油及び養殖用配合飼料の取崩し額に対して3分の1の金額を補助し、漁業用燃油及び養殖用配合飼料ともに100万円を補助限度額とします。

5、予算額は3,000万円を計上しています。財源は12月補正には新型コロナ地方創生交付金337万3,000円、一般財源2,662万7,000円を見込んでおりますが、交付金を3月に補正する見込みです。

次に、漁業経営セーフティーネットについて御説明いたします。2ページの図を御覧ください。

漁業経営セーフティーネット構築事業は、事業開始前に漁業者と国がそれぞれ積立を行い、四半期ごとの平均原油・配合飼料価格が補填基準価格を超えた場合に、積立金を取崩し漁業者に補填される制度です。国は原油、飼料価格高騰対策としてこのセーフティーネット事業の予算を増額し推進しております。

以上、漁業用燃油及び養殖用配合飼料高騰対策事業の御報告といたします。よろしく御願いたします。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

この件につきまして質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかにないようですので、6番を終了いたします。

続いて、7番、アコヤガイへい死対策についての報告を求めます。

長田水産課長。

○長田水産課長 それでは、資料7、アコヤガイへい死対策について御説明します。

令和元年から発生したアコヤガイ稚貝の大量へい死は、今年も同様の被害が確認され、4年連続となりました。今年も急激な大量死の発生ではなく継続的な死亡を確認し、海洋資源開発センターで生産した1月ふ化の稚貝は5割、3月ふ化では7から9割と全体を見ても依然5割以上の死亡が続いており、いまだに改善されない状況に、生産者は困窮し、日本の真珠産業も疲弊しています。

町は、生産者の負担軽減を目的に、愛南漁協や県、国と連携し、生産から経営に至るまで総合的な事業継続支援を展開し、真珠産業の再生に取り組んでいます。

へい死の原因については、国・県の研究により令和4年2月に新型ビルナウイルスによる感染症と判明し、ウイルスの検査方法も確立されました。そのため、本町では県からウイルスのPCR検査方法について指導を受け、今年4月からアコヤガイビルナウイルス定期モニタリング調査を開始し、現在も継続しています。

続いて、へい死対策への取組ですが、(1)の経営支援として、真珠及び母貝養殖業者を対象に事業継続支援として12月補正で、2,614万5,000円を計上しております。財源については一般財源です。

(2)の緊急生産の状況については、令和元年度に町主体で1月に緊急生産を実施し、59

0万個を無償配布しました。令和2年度には夏の種苗生産に対応できるよう施設改修を行い、令和3年の7月に漁協主体で緊急生産を実施し、261万個を無償配布しております。今年度についても、愛媛県真珠養殖協議会から委託を受け、6月に漁協が種苗生産を行い7月中旬に生産者に配布しています。

これらの緊急生産により大量死で減少した稚貝の補給を行っていますが、配布した稚貝もまた、へい死が発生している状況であります。

(3)の選抜育種の進捗状況としては、これまでビルナウイルスによる感染症に強い貝の開発を進めてきました。生存率が比較的高い品種を種苗生産に用いることで、稚貝で5割以上生存する品種が複数確認されおり選抜育種の効果が現れてきています。

(4)の感染症対策については、ビルナウイルス定期モニタリング調査を実施しウイルスの感染状況や環境データなどを生産者へ提供し注意喚起を行うなど感染症の予防を図ります。

最後に4の来年度の計画ですが、(1)早期孵化(1月生産)の増産、全体的に1月ふ化のへい死率が低かったことから、1月生産を増産します。

(2)ウイルス定期モニタリング調査を継続しウイルスの発生動向を把握し感染症の予防の他に選抜育種にも応用します。

(3)選抜育種については効率を高めるため科学的な方法を用いるなど取組を強化し感染症に強く生存率の高い品種の開発を目指します。また、へい死率の低い品種を使った先行生産試験を継続します。

(4)稚貝用避難漁場については、県や漁協と連携し感染症からのリスク分散を図るため避難漁場の調査検討を行います。

以上、アコヤガイのへい死対策についての御報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○原田議長 説明が終わりました。

この件について何か御質疑はありませんか。

那須議員。

○那須議員 まず、原因が究明されましたので、へい死という言い方はやめたほうがいいと思います。大量死でいいと思います。それで、10月の最繁時期に現場をあちこち歩いて聞いて回ったのですが、限られた地区ではありますが、一様に海洋資源開発センターの貝が死ぬんだと。ほかの貝は生きているのが多いというふうな言い方を皆、口をそろえて言ったのですが、担当課としてはどのように捉えていますか。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 海洋センターの貝につきましては、先ほど申し上げましたように、選抜育種をやっているうちに、生産率を高める努力をしております。ほぼ国産の耐性貝、それから国産の耐性貝と中国をかけた耐性ハーフ、こういったものを主に生産をしているところございますが、今、かなりの率で残っているのが、ペルシャ系の貝です。

海洋センターの貝が多く死ぬという意見もあるのですが、それ以外に民間の国産、もしくは耐性ハーフ貝、こういったものも高い確率で大量死があるというふうに考えております。

したがって、残っているのはペルシャ系が非常に多いというふうに認識しております。以上です。

○原田議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかにないようですので、7番を終了いたします。

続いて、8番、愛南町スマート水産業推進事業についての報告を求めます。

長田水産課長。

○長田水産課長 資料8になります。愛南町スマート水産業推進事業について御説明いたします。まず、事業概要について御説明いたします。資料8の1ページを御覧ください。

愛南町では、平成22年度より養殖現場でICT機器を用いた「愛南町次世代型水産業振興ネットワークシステム」を導入し、運用しています。本システムでは各漁協が測定した水温や水産課が検査した赤潮や魚病の情報などが全て一元管理されており、養殖業者はどこでもスマートフォンなどを用いて水質・赤潮の情報や魚病診断のカルテなど必要な情報を閲覧することができます。

そのため、海面に異常などが発生した際には迅速な早期対策をすることができ業務の効率化、漁業被害の低減、さらには水産エコラベルの認証取得の際のエビデンスづくりなどに成果を上げてきました。しかし、漁場環境情報については現在でも早朝に1回のみ海岸から水質計を用いて手計で計測していることから実際の漁場から離れたデータを取得している、1日の間の水温や溶存酸素の変動など詳細なデータを得られない、人件費や燃料費など経費負担が大きい、などの課題がありました。

そこで、これらの課題を解決するために愛南漁協では今年度より「水産業のスマート化推進支援事業」と「養殖業成長産業化提案公募型実証事業」という2つの補助事業を用いて、沖に設置して水温情報などを1時間おきに自動取得できるICTブイを導入、さらにICTブイから得られたデータを解析することで今後の予測につなげる「水産業スマート化モニタリングシステム」を構築します。これらの機器やシステムが導入され新たな漁場監視体制が確立されることで、養殖業者の経済的、時間的な負担を軽減することができ、養殖現場での問題となっている赤潮プランクトンや魚病の病原体、近年問題となっているアコヤガイのへい死、大量死の原因であるビルナウイルスの発生パターン究明や、さらには今後の予測につながることが期待されます。愛南町もこれらの機器やシステムの導入に係る必要経費に対して補助を実施します。

本事業では補助事業の関係上、愛南漁協が実施主体ですが、町は普段から魚病診断事業や環境調査事業を実施しているため、これらの事業で必要な情報収集や分析にはICTブイから得られたデータを活用し、海面に異常が発生した際には愛南町から各漁協や生産者へ通知を行います。

2、事業計画について御説明いたします。

事業実施は令和4年から令和6年、までの3年間です。導入する機器はICTブイ10基、自動顕微鏡システム1基、直読式総合水温計1台、水産業スマート化モニタリングシステム1式で、令和4年度にICTブイを船越湾、福浦湾、中玉、御荘湾、魚神山の5か所に、自動顕微鏡システムを深浦湾に、直読式総合水温計を愛南漁協本所に導入し、水産業スマート化モニタリングシステムの構築を行います。導入地点は6ページの別紙1を添付しておりますので、御参照ください。

4、12月補正予算額は2,427万3,000円で、財源内訳は過疎対策事業債が2,420万円、一般財源が7万3,000円の予定です。

次に、本事業で導入される機器やシステムについて御説明をいたしますので、4ページの事業概要の2を御覧ください。

まず、①のICTブイについてですが、こちらは海面に設置して水温や溶存酸素、クロロフィルなど魚類や貝類の養殖に必要なデータを自動で測定する装置になります。ICTブイには海面に直接浮かべて設置するブイタイプと養殖いかだに設置して使用するイカダタイプの2種類があり、左図はブイタイプになります。水温については生物の成長速度や魚病、赤潮の発生に大きく影響があるため、これらの予測に使用できます。溶存酸素については海水中に含まれる酸素の濃度で、酸素が低いときに魚に餌を与えると酸欠になって死んでしまう可能性があるため、溶存酸素を24時間体制で測定することで漁業被害の低減や無駄餌の削減に貢献できます。クロロフィルについては海水中に含まれる植物プランクトンの濃度であり、貝類のエサ量の指標として活用できます。

さらに、FSIと呼ばれる一部の有害プランクトンに特異的に反応するセンサーを搭載し

ているため、赤潮プランクトンの増加を24時間体制で監視でき、赤潮が発生した時の早期発見が可能となります。

②自動顕微鏡システムについて御説明いたします。

これは海水中に含まれるプランクトンを遠隔操作で検査できる装置で、ICTブイ同様に海面に設置して使用します。これまで赤潮調査をする際は実際に沖に出て採水をし、検査室に持ち帰って顕微鏡で顕鏡した結果を報告していました。そのため、結果が出るまでに数時間、漁場によっては半日近くが必要でしたが、この装置を活用することで最短では15分程度で結果を判定することが可能となるため赤潮発生時の早期対応や被害の軽減に貢献ができます。

また、この装置は深浦湾で設置をする予定ですが、深浦湾では赤潮だけでなく白点虫による深刻な被害が発生しています。昨年度秋には出荷魚のマダイで3万尾もの被害が発生しましたが、この装置を使えば白点虫が発生する深夜から明け方の海水の検査も可能となるために白点病の被害軽減にも期待ができます。

5ページを御覧ください。③直読式総合水質計についてです。

こちらは手計りで使用する水質計であり、水温や溶存酸素、クロロフィル、塩分濃度の測定が可能です。水質の測定は原則としてICTブイで行いますが、赤潮が発生した際やICTブイ導入後にデータの不足が判明した際はこの水質計を使用して調査をする予定です。

④水産業スマート化モニタリングシステムについてです。

本システムはデータの蓄積や、得られたデータを解析して今後の予測に活用するものとなります。ICTブイで得られたデータは本システムに送信、蓄積されていきます。そのため、漁業者は本システムにアクセスして、リアルタイムの数値を閲覧することができるため、漁業者の燃料費や餌料費、人件費の削減につながります。

また、本システムの独自の機能としてAIによる機械学習を用いた発生パターン解析と予測機能があります。ICTブイから得られた水質のデータに加えて気象や潮流などのデータを組み合わせることで機械学習により法則を解明していくことで、発生パターンの解明とさらに今後の発生予測につなげていくことを目標とします。

愛南町では、平成18年度から独自に魚病診断や赤潮調査を実施しているため、既に大量のデータを保有しています。他の市町村では、このような検査を実施しているところはほとんどなく、過去からの保有データは愛南町貴重な財産となります。現在、魚病診断尾数が約17万8,000尾、赤潮調査件数が約1,400件以上のデータが蓄積されており、これらをシステムに投入して活用することで早期に詳細な解析が可能となります。なお、本システムはアマゾンウェブサービスを利用してクラウドベースで作成されるシステムであるため、サーバーの保守管理などが不要となりコスト削減が期待できます。

以上、愛南町スマート水産業推進事業の御報告といたします。よろしく申し上げます。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

この件について何か御質疑はありませんか。

少林議員。

○少林議員 このようなのを導入して、既に導入している若い経営者もおるようですけれども、これを導入していくと、そうやって使いこなせる経営者というのがいると思うのですが、そちらの育成はどうなっているか教えてください。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 若手の漁業者で構成されております。若手魚類振興協議会の部会等があります。そこで講習等を開きながら、この機器を使いこなせるようにしていきたい。既に、かなりの方々知識があつて、今、次世代型水産業ネットワークシステムについては、登録件数が300人を超えているという状況ですので、常にこのようなデータを取得しながら水産業を科学的に進めているというところでございます。

○原田議長 ほかにございませんか。

那須議員。

○那須議員 総事業費5,000万円で、ICTブイというのを5台、高いのでしょうか。町長のほうが詳しいかもしれませんが、これは単独で鋼杭打ってそこに止めるのか、それとも既存のいかにぶら下げるのか、どういう方法でやるんですか。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 魚類養殖につきましては、鉄のヨリイの枠がありますので、そこに付けさせていただくというふうなことを考えています。あと、貝類の養殖については、そういったことができませんので、ICTブイといってブイタイプ、固定して自分で浮いて、そこで計測するというふうな2種類を考えております。

すみません。アンカーを打ってです。

○原田議長 ほかにございませんか。

鷹野議員。

○鷹野議員 本町の主幹産業である水産業のICT化、ないしはスマート化、非常にいいことだと思います。先ほど、その取組、ほかの市町と比べて本町が初めてだと、その辺詳しく教えてもらいたいのと、あとそれぞれの機器の耐用年数。海水が相手なので、どのぐらいもつのか。その辺、教えてください。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 愛南町は、平成18年に魚病診断室を設置しまして、魚病の診断を行っております。

それまでは、愛媛県宇和島にあります県の水産試験場のほうに、より死んだ魚を持ち込んで、調査をしていたのですが、結果がなかなかすぐに出ないと。土日挟んだ場合は、3日、4日後になるということもございまして、単独で設置をいたしました。

今、大体全国の中でも自治体でこういった事業をやっているというのはほとんどないと聞いています。一部漁協がやっているところもあるんですが、うちの検体数が大体年間1万尾以上の検査をしております、この件数は全国で1位ということです。そのデータは、先ほども申し上げましたように、17万8,000尾の魚病のデータが蓄積されております。

こういった魚病が、いつどのような気象条件で発生したのかということ、今後AIを使って分析をしていくというふうな取組に対して、今回、水産庁のほうで補助を出していただいたということでございます。

耐用年数につきましては、メンテナンスにもよるんですけども、おおよそ10年というふうに考えてございます。

○原田議長 ほかに。金繁議員。

○金繁議員 これ、財源なんですけど、事業費5,000万円中の半分を国が国庫補助金で、残りを地方債で、町の借金ということになるんですが、県は出してくれないんですか。

それから、この地方債はどこから借りようとされるのか。民間なのか何なのか、お願いします。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 これは国の国庫補助事業のみで、県のほうの補助はございません。そして、地方債は過疎対策事業債を充てさせていただくということにしております。これについては、御承知のとおり、交付税が7割バックということでございますので、そういった優位な起債であるというふうに考えております。

○原田議長 ほかに。嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 2ページにアマゾンウェブサービスを利用するというふうに書かれているのですが、もう既に導入業者とかは決定した上での話なのかということと、ランニングコスト、削減

効果はどのぐらいを見込まれているのかをお聞きします。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 もう既に、アマゾンウェブサービスの漁協のほうで導入の使用する検討をしております。それから、ランニングコストにつきましては、このサーバーについては年間20万円の削減が可能ということでございます。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかにないようですので、以上で8番を終了いたします。

ここで暫時休憩します。10時10分より再開します。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。皆さん、時間厳守でよろしくお願いいたします。

続いて、9番、愛南町体験住宅についての報告を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 企画財政課から、愛南町体験住宅について説明をいたします。

令和4年度当初予算で計上していましたが、旧赤水教員住宅を「移住お試し住宅」として改修する事業が今年中に完了する見込みです。よって令和5年より運用を開始いたしますので、その内容について御説明します。

まず、1の「事業目的」ですが、本町に移住、または定住等を希望する方に、本町の生活を体験できる機会やワーケーションが行える環境を提供し、人口の流入及び交流人口の拡大を図ることで地域社会の活性化に寄与することを目的とします。

2の「名称及び位置等」ですが、名称は「愛南町体験住宅あかみず棟」、位置は赤水578番地、戸数は2戸です。

3の「使用者の資格」ですが、町外に住所を有する者で本町への移住を検討している者、もしくはワーケーションで滞在しようとする者としてします。

4の「使用期間」ですが、ワーケーションでの使用も考慮することから、3日以上6か月以内といたします。

5の「賃借料」ですが、月額3万円としております。また、1か月未満の利用についても月額と同額といたします。近隣の市町の同類施設を参考にしています。

6の「その他」でございますが、光熱水費等は、町が負担することとします。また、当該住宅の運用にあつては、今後、上記の内容を踏まえた「愛南町体験住宅設置要綱」を制定し、令和5年から運用したいと考えています。周知については、町ホームページの移住者向けのページや広報誌のほか、来年度作成したいと考えている移住者向パンフレットなどに掲載し、広く周知したいと思っております。

また、先般議員の皆様と御一緒させていただきました視察研修の先進地を参考にして、保育園児などの受入れも視野に入れていきたいと思っております。

以上、企画財政課からの説明といたします。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして質疑はありませんか。

池田議員。

○池田議員 家賃なんですけど、ワーケーション滞在対象で、3日以上ということで1か月未満も1か月月額の家賃とするということですが、これはワーケーションなんかだったら2週間とか、そういう期間の方もおられると思うのですが、1か月未満もうちよつと2週間未満は半額とか、そういう家賃の設定の仕方はできないものではないでしょうか。

○原田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 これは、企画財政課のほうでも協議させていただいたのですが、1か月3万

円というのがかなりの低廉な金額だと思ひまして、ホテル代わりにされてもいけませんし、ここは1か月未満であれば、1か月の金額をいただくということで結論をつけました。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 誰をターゲットにするかという話にもなるかと思うんですが、北海道の視察してきたところは、首都圏のお仕事、お医者さんとか公務員の方ということで、月額10万円を超えていたのじゃないですか。結構、いいレンタル料でしたよね。新築できれいでしたけど、私は事務処理上もあり3万円というのはかなり安いのかなと。ターゲットによりませんが、若い人の移住を促進であれば3万円でちょうどぐらいですけど、福島町と同じぐらいならもっと上げてもいいのかなという気はします。かなり古い住宅なんで、それとの兼合いもあると思いますが、すみません。

私がお聞きしたいのは、これが2戸、どういう運用状況になるか、人気が出るか出ないかにもよるかと思うのですが、ほかにも久家の住宅、かなり空いているともったいないというお声を町民の方からいただいています。あそこは一定程度の収入以上の収入のある方を対象にしたもので、家賃が3万円台か、かなり相対的に町内の人にとっては高い設定になっているということで、入る人が少ないということなんですけど、そういうところこそ、こういうリモートで使っていたらどうにかと思うのですが、将来的に御検討いただけないでしょうか。

○原田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 おっしゃるとおり、公共施設の空いているところ、これは有効活用するのはもっともなことをごさいますし、ただ、今の段階で、この使用状況が果たしてどれぐらいかというの見据えながら、当然、今後、空きが少なくなるとか、まだまだの利用が増えてくるとかということになれば、そのようなことを進めてまいります。

以上です。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 課長も北海道に行かれたので、分かると思うのですが、実際、移住というよりも交流人口の促進ということが最終的にはメインになるだろうと思うわけですが、ソフト関係がこれに合わせてどういう事業をしようと思つてるのか、そういったことがあればお聞きしたいのと、6番、その他で光熱水費は町の負担となっていますが、どの程度を想定されているのか。あわせて、ネットワーク環境についてお聞きします。

○原田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 まず1点目のソフトということでございますが、今回、これを機会に移住者のページというのを刷新したいと考えておりまして、その中で先般のワークショップからも出たのですが、町のPRが若干足りないのじゃないということもありましたので、紹介する際に、水産、海のことであるとか、町の魅力のページにリンクさせるとか、そのようなことを考えております。それと移住者向けに、体験事業、これは水産課、農林課、商工観光課と連携して、それぞれが持つ体験事業がこのページから一目で分かるような構築をして、周知したいと考えております。

それと光熱水費でございますが、実は今年度の今回の補正予算にも若干上げておるのですが、それにつきましては、1月からの経費として16万3,000円でございますので、大体それの4倍ぐらいが年間の経費になろうかと考えます。

インターネットにつきましては、当然、ワーケーションにするとなると、ネット環境は必要となりますが、この赤水地区というのが、安い光回線が取れないというか、通常の価格、1種類しかないのですが、フレッツ光しかないところではございますので、そこについてインターネット契約を町がして、貸し出すという形を取りたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかに。金繁議員。

○金繁議員 積極的に進められて素晴らしいと思います。ホームページも刷新されるということで期待しております。その際に、できれば業者委託という形ではなくて、せっかく一生懸命頑張ってくださっている地域おこし協力隊の皆さんもいらっしゃいますし、ぜひ職員の方と連携して地域おこし協力隊の方の力を発揮していただけたらと思いますけど、卒業された方も含めて検討していただけたらと思います。いかがでしょうか。

○原田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 ちょっと、ホームページの刷新というのが議員が言われているイメージと違うかもしれませんが、今現在、町のホームページの中に、移住に関するところに確実にヒットするところがないので、まずそこを構築します。ですから、今の町のホームページの中で、改良したいと考えております。当然、その際には、移住の先輩である方の意見とかもお聞きしたいと考えます。

特別に、移住者専用のホームページをアップするという意味合いで答えたものではございませんので、そこは御了承いただけたらと思います。

以上です。

○原田議長 ほかに。金繁議員。

○金繁議員 了解いたしました。まずはその一歩ですよね。将来的にはぜひポータルサイトを作っていたらと思います。お願いします。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、9番を終了いたします。

続いて、10番、体育館用移動式エアコンの整備についての報告を求めます。

坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 失礼します。生涯学習課から、体育館用移動式エアコンの整備について御説明いたします。資料の10を御覧ください。

まず、整備の目的ですが、現在、学校を含め町内の体育館においては、一本松交流促進センターのみに空調設備が整備されています。近年の酷暑の中で開催する屋内スポーツ大会やイベント等の熱中症対策として、また、移設が可能でありますので、大規模災害等の避難所開設時においても活用が可能となることから、移動式エアコンを導入することで、様々な場面における環境改善を図ることを目的としております。

次に2の利用内容ですが、町内で体育館の利用者が一番多く、利用者からもエアコンの設置を要望する声もありましたことから、屋内スポーツ施設の拠点である御荘B&G海洋センターに移動式エアコンを6台配備することで、夏季における熱中症対策などのスポーツ環境の充実と改善を図りたいと考えています。

また、B&Gの体育館は、令和5年10月に愛媛県で開催予定の「ねんりんピック愛顔のえひめ2023将棋交流大会」の会場となっていることや、これまで「愛南町いやしの郷トリアスロン大会」のアワードパーティーの会場として利用していたホテルサンパールが閉館したことにより、会場を新たに探す必要がありますが、立地条件などから、御荘B&G海洋センター体育館を新しい会場として使用するため、その際などにも幅広く活用したいと考えています。

今回の予算要求額ですが、一般財源で備品購入費として6台の購入費と送料の合計1,216万8,200円及び御荘B&G海洋センター体育館の電気設備改修工事費として、103万4,000円を計上させていただく予定としています。

移動式エアコンの仕様につきましては、資料の2ページに掲載しておりますが、1台当たりの横幅が1.3メートル、奥行き80センチ、高さ1メートル95センチのキャスター付で、冷暖房、除湿、送風、換気機能等が備わったものとなっています。

以上で、生涯学習課からの報告を終わります。よろしくお願いたします。

○原田議長 説明が終わりました。

この件について御質疑はありませんか。

池田議員。

○池田議員 これはすばらしいエアコンだと思いますが、これはちょっと伺いたいのですが、実際、どこかで体育館で使用された事例があるかと、6台という台数を決めた根拠をお聞かせください。

○原田議長 坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 ほかの自治体での設置例ということでございますが、近隣では松野町の吉野生交流促進センターが同様の移動式の空調を2台導入しております。

次に、同じく鬼北町が総合体育館に令和2年に導入しておりますが、鬼北町の体育館のシステムにつきましては、今回、本町が導入しようとしている移動式のエアコンではなくて、体育館の固定式の冷暖房システムということで、予算で約1億2,000万円かけて導入しているということを聞いております。また、鬼北町では、学校の体育館へスポットクーラーを設置しているということを伺っております。

それと6台の根拠ということでございますが、B&Gの体育館はアリーナ部分が約900平米あります。メーカーに確認しましたところ、900平米前後をカバーできる台数を6台ということをお勧めしているという説明がありましたので、今回6台整備したいと考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 私もすばらしいことだと思うのですが、電気代についてどのぐらいを見込んでいらっしゃるのか。そして、それがまた利用料に反映される予定なのか、伺います。

○原田議長 坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 電気代でございますが、資料の2ページの右下のほうに1台当たり1時間の電気代が約81円ということで示されております。また、体育館の使用料の件でございますが、使用料の値上げということは考えておりません。このエアコンを設置しましても、使うたびに使用するというイメージではなくて、必要なときにどうしても暑くていけないとかいう際に使うということを想定しております。これは今、一本松の交流促進センターにも今、既に空調整備されているのですが、こちらにつきましても、使うたびにエアコンを使用しているわけではなくて、どうしてもというときにしか使っておりませんので、今回、整備を行いましても同様の利用方法になるかと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかに。鷹野議員。

○鷹野議員 B&Gとかバレーボールとかして、もろに当たる衝撃、それに耐えられるのか。あと、その前に80センチ出るんですね。その広さ、その辺、十分なのかどうか。その辺をお伺いします。

○原田議長 坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 バレーボール等のボールが当たった際の衝撃ということですが、特にエアコン本体については、バレーボールのボールが当たった程度では特に支障はないと伺っておりますが、ただ、何年も使用して、経年劣化してその際に例えば、バスケットボールとかの重たいボールが当たったときには、なかなかそれは対応も難しくなるかもしれませんが、通常の球技の利用については、問題ないと聞いております。

設置した際の圧迫感ですが、やはりこれまでなかったものが体育館の隅に設置されるということで、やはり最初は違和感はあるかと思えます。ただ慣れたら、ほかの自治体におきましても同様の体育館で設置している事例があります。特に、球技とかの使用について支障がある

ということは伺っておりませんので、そのあたりは慣れるに従って問題はないのかなと思っています。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 2つ質問させてください。これは移動式ということは、例えば中学校の総合体育大会とか、ほかの体育館を使うときもそこへ持っていったりすると思ってよろしいのでしょうか。

2つ目の質問です。中学校の部活、いつも熱中症を気にしながら真夏、すごいみんな頑張っているんですが、今後、常設するようなことは考えていらっしゃるかどうか、お聞かせください。

○原田議長 坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 エアコンの移設なんですけど、移設は可能です。ただし、電源設備は必要となりますので、移設しようとする体育館に電源、40アンペア以上のコンセントがあるかないかという確認は必要となりますが、このコンセントがない場合でも、小型の発電機をエアコンに直結することで、使用することはできますので、各中学校等の体育館で開催されるイベント等につきましても、利用ができると考えております。

あと中学校への常設については、今回の方法では今回、この移動式を整備するというようになっておりますので、中学校の体育館の常設については、現状ではまだ考えておりませんが、整備した導入後の状況を見て、また考えたいと思っております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この仕様をちょっと見てみますと、運転音が65デシベルということで、結構うるさいのじゃないかと思うのですが、これはねんりんピックで将棋大会ということで、将棋というのは静かなところで指すのが普通の環境ですが、これは現物を運転しているところを確認はされていないのですか。

○原田議長 坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 現物の音はまだ実際、聞いてはいないのですが、当然、この騒音の件については懸念がございますので、私どももこの業者のほうに何度も確認はしております。運転音についてはその資料にありますように、65デシベルで外の音とほぼ変わらないということを知っておりまして、他の設置した利用例を見ても、例えば自衛隊の式典等でも使用されておるといふ事例がございますので、業者いわく、想像していた以上よりは、音は小さいと思いますというふうなお話も聞いておりますので、そのあたりは当然、何も無いところに音があるわけですから、静かですとは言えないのですが、式典等、イベント等の開催については問題ないものと考えております。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 これは6台設置するというので、これは6台一度に回したときに、どういう環境になるかというのは、一度私は確認しておくべきだと思いますが、いかがですか。特に、ねんりんピックで将棋大会で使うということであれば、・・・とかスポーツにはあまり影響はないと思いますが。

○原田議長 坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 ねんりんピックの将棋大会における使用については、事前に十分、騒音等を確認しまして、例えば、台数を調整するでありますとか、置き場所を調整するでありますとか、対応を考えたいと考えております。

以上です。

○原田議長 池田議員。

○池田議員 その騒音に関する事も業者さんで計算できないんですか。

○原田議長 坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 メーカーが提示しておりますパンフレット上では、65デシベルということで、この65デシベルが実際、どのような音量があるのか、私どもははっきりとは説明することは難しいのですが、ここにありますように、外の街頭と同じぐらいの音であるということで、特に、問題となるようなことはないと思いますが、また、しっかりと業者に確認して、そのあたり騒音について、問題となることのないように対応したいと考えております。

以上です。

○原田議長 尾崎議員、いいですか。

ほかにありませんか。

坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 すみません。1件御報告させていただきます。資料はございません。昨日、愛南町いやしの郷トラアスロン大会の実行委員会が開催されました。ここ3年間は新型コロナの影響で中止しております本大会ですが、令和5年6月3日土曜日に開催することが決まりましたことを御報告させていただきます。

なお、次回大会は第10回の記念大会となります。

以上でございます。

○原田議長 続いて、11番、愛南町職員の育児休業等に関する条例の改正について報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 総務課から、資料11、育児休業等に関する条例の改正について説明いたします。

今回の条例改正の概要は、夫婦交代での育児休業の取得や男性職員の育児休業の取得をしやすくするため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

2の育児休業の取得回数制限の緩和等については、イメージ図を御覧ください。

育児休業の取得は、現行制度では、原則1回までしかできませんでしたが、2回まで分割取得が可能となり、また、主に男性職員に対して、子の出生後8週間以内に取得できる育児休業、通称、産後パパ育休と申しますが、についても同様に、2回まで分割取得が可能となります。

(3)の産後パパ育休の請求期限については、現行1か月前までに請求する必要がありましたが、2週間前までに期限を短縮。

(4)の期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に係る育児休業期間の除算の取扱いについては、これまで取得期間を全て合算していましたが、産後パパ育休とそれ以外の育児休業の期間は合算しないこととします。

3の育児参加のための休暇の対象期間の拡大については、配偶者が出産した職員は、育児参加のための休暇が産後8週間を経過する日までに、5日間取得できますが、その対象期間を子が1歳に達する日までに拡大します。

4の非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和については、産後パパ育休制度の適用に伴い、任期満了日に関する要件が緩和され、子が1歳以降の育児休業の開始日については、改正後は開始日を任意の日にすることができます。

最後に、これらの改正が、令和4年10月1日から施行されたことに伴い、愛南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、12月議会に上程いたします。

以上、愛南町職員の育児休業等に関する条例の改正についての説明といたします。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして、御質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、11番を終了いたします。

続いて、12番、愛南町職員の給与に関する条例等の改正についての報告を求めます。
立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。資料12、愛南町職員の給与に関する条例等の改正について説明いたします。

今回の条例改正の概要は、令和4年10月5日付で、愛媛県人事委員会の職員の給与に関する勧告があり、本町においても、県に準拠して期末勤勉手当の支給割合を引上げ、月例給の改定等を次のように改正するものです。

2の月例給の改定については、一般職員は令和4年4月から遡及して給料表を適用するもので、平均改定率は0.37%です。また、会計年度任用職員の月例給は、県に準拠し、令和4年12月1日から適用とします。

今回は、初任給は3,000円から4,000円、若年層の引上げを基本に改正がされ、それに伴う影響額は約800万円です。

3の勤勉手当の支給割合は、0.1か月分の引上げで、実施時期は令和4年12月1日、一般職員を対象に引上げするもので、影響額は約1,200万円です。

4の特別職等期末手当の支給割合は、0.05月分の引上げで、実施時期は令和4年12月1日、特別職、議員及び会計年度任用職員を対象に引上げするもので、影響額は約260万円です。

以上、愛南町職員の給与に関する条例等の改正についての説明といたします。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして、御質疑はありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 月例給の改定の2のところですが、これは一般の職員さんは令和4年4月からで、会計年度任用職員さんは令和4年12月からということですが、これは一般の職員さんの令和4年4月から給与表の改定ということは、これは支給分はいつからということになるのですか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 支給は4月からとなります。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 遡及するということですね。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 そのとおりでございます。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 じゃあ、一般の職員、正職員は今年の4月に遡及して、0.37%払ってもらえると。

会計年度の方は遡及せず、12月分から払うと。これが県のやり方に準拠するという事なんですが、県は会計年度任用職員さんの昇給を愛南町みたいに2号ずつじゃなくて、4号ずつ上げているんですよ。だから、そもそも愛南町の会計年度任用職員さんの給与は低いじゃないですか。だからそこを県と同じ4号俸ずつ上げるのだったら準拠するのは分かりますけど、そもそも4号俸ずつ上がるか、2号しか上がらないかという差がある中で、こういう一般職と会計年度任用に差異を設けるのはとても不公平な感じがするのですが、これは考え直してもらえませんか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。適用の取扱いにつきましては、県の人事院勧告に基づき準拠しておりますので、適用は先ほどお答えした対応とさせていただきます。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 県の勧告ということなんですけれども、その勧告が法的に町の決定をどこの範囲まで法的に拘束するかという点については、どうですか。県の勧告より職員にとってプラスになるのであれば、許容されるのじゃないでしょうか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。今回の給与改正等の取扱いにつきましては、県内本町はこれまでも県の勧告に準拠し、対応しております。県内の各自治体の取組状況も確認させていただいて、会計年度任用職員と正職員の起算日、取扱いについてはどの自治体も県に準拠したというところでありましたので、本町もそれに倣って判断をしております。

それと、県の勧告が法的拘束力がどの程度あるのかについては、現時点では確認はしていません。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 では、一番最後の点。調べて議会事務局に後ほど報告いただけますでしょうか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 法的取扱いの解釈になりますので、いつまでという期限は、現時点ではお答えできませんが、確認を取りまして、事務局に報告させていただきます。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、12番を終了いたします。

続いて、13番、地方公務員の定年引上げについての報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 資料13、地方公務員の定年引上げについて説明いたします。

本内容は、地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の改正に伴い、以下のとおり制度を整備するものです。

1の段階的な定年引上げについてですが、現行60歳としている定年年齢を、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度以降、一律65歳とします。

2の役職定年制については、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職として勤務できる上限の年齢を原則60歳とします。

3の再任用制度についてですが、(1)定年前再任用短時間勤務制として、60歳以後、定年年齢前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる制度を新たに設けます。

(2)暫定再任用制度として、定年の段階的な引上げ期間中、定年退職した職員について、65歳までの雇用を確保するため、暫定的に現行の再任用と同様の運用とします。

4の給与については、定年引上げに伴い、61歳となる次年度以後の職員の給与水準を、60歳到達時の給料月額「7割水準」とします。

5の退職手当については、61歳となる次年度以後、給料月額が7割水準となっても、退職手当の基本額は、減額前の給料月額を基礎に計算する「ピーク時特例」を適用します。

以上、地方公務員の定年引上げについての説明とします。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして御質疑はありませんか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 既に、現在、退職してそれで再雇用という状態で勤務している職員がおると思うのですが、その職員の扱いはどうなるのでしょうか。お聞きします。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 そういった方の職員は対象外となります。分かりにくかったですかね、申し訳ご

ございません。今、現在、再任用とされている職員については対象外となります。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 対象外ということは、給料的に差が生じるということですか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 失礼いたします。現在の再任用の方につきましては、この定年引上げについての該当にならないということで御理解いただければと思います。

(発言する者あり)

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。この制度の該当になりませんので、給料の差は引き続き、会計年度任用職員で勤務される場合でありますと、差が生じてくることとなります。以上です。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 別件でお聞きしますが、今回の先ほどの給与条例等含めて、条例改正について、いろいろ問題点もあると思うのですが、今回は給料の引上げとか、その部分だけなのか、ちょっとお聞きします。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 職員の給与に関する条例等の改正についてと、定年延長について制度制定については直結したものではありませんので、それ以外問題はないものと捉えております。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 ということは、今回はもう制度的な問題点については触れないということですね。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 はい、そのとおりでございます。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかにないようなので、13番を終了いたします。

続いて、14番、城辺商工会総合事務所耐震化工事等についての報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。資料14、城辺商工会総合事務所耐震化工事等について説明いたします。

1の経緯としまして、愛南町商工会の理事会が令和4年11月7日に開催され、城辺商工会館を愛南町へ無償譲渡することが決定され、翌11月8日に、愛南町商工会から城辺商工会館の愛南町への無償譲渡の提案があり、同時に耐震改修事業の設計費及び工事費とも町の全額負担をお願いする旨の要望を受けました。

今回、城辺商工会館の無償譲渡及び費用全額負担を受諾し、耐震改修事業を進めたいと考えております。

2の施設の詳細は、城辺商工会は昭和55年度に建設され、1階・2階を商工会管理の下、商工会城辺支所として使用、3階を町管理の下で、城辺総合事務所として使用しております。場所は、下の位置図の黄枠に囲まれた範囲となります。

3の耐震改修の概要は、建物は昭和55年度に建設されており、旧耐震基準による設計のため、耐震診断及び耐震補強工事の設計業務を委託した結果、一部耐震補強が必要との報告が示されております。

2ページ上段、耐震補強の内容及び箇所は、1階倉庫の壁開口閉塞補強が2か所、1階駐車場、及び2階資料室等への構造スリット、新設が6か所となります。

4の12月補正予算は耐震補強工事費207万9,000円、管理委託料69万3,000円

を計上させていただく予定としています。

なお、城辺商工会館の耐震改修事業の終了後は、サテライトオフィス等の誘致に取り組むなど当該施設の有効活用に努めたいと考えております。

以上、城辺商工会総合事務所耐震化工事等についての説明とします。

○原田議長 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これは建物を譲渡を無償で受けるということなんですけど、これは耐震工事をして何年活用しようとしているのか。それから、譲渡を受けるということは所有権を町が持つということになり、これは取り壊す際には、億単位のお金がかかることになると思います。それに見合った活用、城辺商店街の活性化など考えていらっしゃるのか、お聞きします。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 まず、最初の御質問、今後、譲渡を受けた以降、何年使用していく見通しかというところでございますが、今現在も町管理の下で、この建物を使用しております。そういったところを含めまして、今後、長寿命化を図りながら、一定程度危険が確認されるまでは使い続けたいと考えております。

先ほどの御説明で、最後、触れさせていただきましたが、当該施設の有効活用を並行して努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

池田議員。

○池田議員 ちょっと確認したいのですが、今、商工会館耐震化工事を行えば、あとそんなに改修とか、当面はそういう費用のかかる工事、維持はしなくても構わないということによろしいのでしょうか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。内装等につきましての部分になるかと思いますが、今後、サテライトオフィスなども視野に入れ、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

そういった際に、具体的に愛南町、この建物内に事務所を設けたいという企業さんが具体的に出てまいりましたら、その企業の望まれる執務環境といったところを考慮しながら、場合によっては室内の改修は生じるものと考えております。

以上です。

○原田議長 池田議員。

○池田議員 そうしたら、外装とか防水とか、そういうものは大丈夫ということですか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。まず、防水に関しましては、昨年度、令和3年度に実施しております。これも長寿命化を図る上で必要に応じたところで、また発生する可能性はあるかと思っております。外壁も同様に考えております。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 この建物の水回りは、あまりいい状態ではないと私は記憶しているのですが、サテライトオフィスとか、そういったものを誘致するのであれば、その辺はきちんと整備すべきじゃないかと思うのですが、町長、いかがですか。

○原田議長 清水町長。

○清水町長 お答えします。そういう使ってくれる方が恐らくあると思います。そういう場合は、きちんとした対応をしてから貸付けをするという計画をしております。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかにないようですので、14番を終了いたします。

続いて、15番、政治活動用看板に表示する証票の有効期限の変更についての報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 資料15、政治活動看板に表示する証票の有効期限の変更について報告させていただきます。

この件につきましては、有効期限の延長について申し入れがございまして、9月の定例選挙管理委員会において有効期限を変更いたしました。

3の改正した事項ですが、現行では、暦年で1年以内としておりましたが、改正後は4年周期とし、次回更新の有効期限は、令和5年1月1日から令和7年4月23日までとなります。

今年の手続時に2ページの資料をお渡ししますので、内容を御確認いただきますようお願いいたします。

以上、政治活動看板に表示する証票の有効期限の変更についての報告といたします。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、15番を終了いたします。

ここで、農林課よりちょっと報告がございまして、吉村課長より報告を求めます。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 失礼いたします。農林課より広域農道南宇和線（御荘工区）災害復旧工事に伴います通行制限の解除について御報告いたします。

本工事は、9月28日付の工事変更契約において、諸般の事由により完成日を9月30日から12月28日に変更をしている事案であります。請負業者の企業努力により、グラウンドアンカー工設置工事と既存コンクリートブロック積工の安全定着を図るための、鉄筋挿入工設置工事の2工種等を同時施工することで、工事工期の短縮を図ることができたので、最終工種のアスファルト舗装工が完了次第、本線の全面通行止めの解除を行う予定といたします。

日時は、11月30日15時からとしております。

道路利用者の方々、また関係者の方々には、長期間御不便をおかけしましたが、全面通行止めの解除といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 町民は相当待っていました。2、3日前もいつと聞かれて、年末までかかると言うてしまいました。開通、防災無線とか告知、しっかりやってください。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 今の予定ですと、30日が水曜日なんです。月曜日の28、29から防災無線で放送をかけたいと思っております。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 広域農道が今月末に通行できます。

以上で、執行部からの報告を終了いたします。

執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

○原田議長 暫時休憩します。11時15分より再開します。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引続き、会議を開きます。

那須議員から、所要で一時退席をしたいとの申し出がありましたので、許可しております。

では、議会協議に入ります。まず1番、議会報告会の意見に対する回答案について、これは、皆さんから御意見をいただいております、前もってタブレットに掲載をしておりましたが、目を通していただいていることと思います。57項目ですかね、それぞれに皆さんから意見をいただいております、集計をしております。この中から最終的に回答案を決定したいと思いますので、どのように決定するのか、皆さんに協議をしていただきたいと思います。

できたら、各項目ごとに番号を付けていますので、この中からこれが一番いいんじゃないかという回答案を選んでいただいて、その番号をそれぞれ報告していただきたいと思いますと思うんですが、それでよろしいですかね。

○原田議長 鷹野議員

○鷹野議員 同じ意見の内容についても、いろいろ意見が似たりよったりしているんで、番号で言っても多少表現の仕方が違ったり云々があるんで、そのままというより、その辺は取りまとめは議長がやるので、議長、副議長に任せる、一任するというでいいんじゃないでしょうか。

○原田議長 どれが妥当か、皆に選んでいただきたいんですよ。番号で。

鷹野議員。

○鷹野議員 それも含めて、隣同士の意見が同じような内容であったら、その2つをまとめてするとか、その取りまとめを議長に一任すると。表現がこれというのじゃなくて、その項目のいろんな意見を取りまとめて議長に一任したらどうかということです。

○原田議長 一応、番号で皆さんそれぞれ選んでいただいて、提出をしてもらいたいと思うんですよ。似たような意見があったら、二つ書いてもらってもいいし。それをこちらで取りまとめをすることで、構いませんか。

山下議員。

○山下議員 これは、今日じゃなくて、後で提出してくれという意味なの。例えば、1番やったら、10個あって、その中で1つ選べということ。

○原田議長 そうです。

中野議員。

○中野議員 これはどんな形で公表するんですか。

○原田議長 最終的に決定しましたら、それは公表せんといけんでしょうね。これはね。

中野議員。

○中野議員 だったらもう。そのまま。

○原田議長 皆さんの意見をそのままですか。

中野議員。

○中野議員 皆さんがそれぞれの意見で、全部あれが違うので、それを1つにまとめてといたら、その人だけの部分になってしまうので、載せられて公表するのが可能ならば、このまま出せば、皆さんがそれで回答に対して、こういう意見があるというのがあって、このまま載せられるのであれば、このままでいいんじゃないかと思うんですが。

○原田議長 そのほかに御意見ありませんか。もう、このまま載せると。

吉田議員。

○吉田議員 議会として提出をしないとまずいと思いますので、これを一斉に出すのはまずいかなと思います。議会として回答、報告をしてほしいと思います。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 同じです。議会としてのまとめという形になるので、議員1人の意見というよりも議会として、総意として提出すべきだと思います。

○原田議長 金繁議員。

- 金繁議員 議会としての意見をまとめて出すということでもいいと思います。一方で、委員会のときもそうなんですが、少数意見というのもありますので、これはこれで資料として、このまま出したらどうかと思います。なので、議会としての意見とまとめたものと、これは資料としてそのまま。
- 原田議長 吉村議員。
- 吉村議員 これはまとまりますか。
- 原田議長 ですから、皆さんからいただいた意見の中で、これが一番いいというものを選んでいただいて、その意見を番号で提出をしていただいたら。
- 吉村議員。
- 吉村議員 それは聞いたんですけども、ということは、割れた場合にどう取りまとめするんですか。議会としての回答を。
- 原田議長 一番多い意見を選んでいただくことになると思います。
- 吉村議員 ということは、少数意見、今も言ったこともあると思うのですが、とすると、これは皆さんが協議することですけども、個人個人、14人、それぞれ十色ですから、あれですけども、基本条例のときか、パブリックコメント、あのときの部分は、あの以降にいろんなちよっとおかしいんじゃないかと、住民の方から回答に対しては。それは古い人はみんな、それぞれ聞いていると思うんですけども、それに基づいて、その反省点に立って、こういう部分をあれしたんですけども、それでそれぞれが回答したんでしょうけども、これをまとめるといったら大変なことやないかと思うし、例えば、5項目だったら5項目、質問の中であるとすると、まとめたとして、後の4項目の分を少数意見でつけるんですか。
- 原田議長 議会としての報告なんで、まとめんといけんと思うんですよ。どれかには。皆さんが、この中でこれが妥当じゃないかという回答を、できたら選んでいただきたいと私は思うんですけど。
- 吉村議員。
- 吉村議員 まとめるのはいいんですよ。いいんですけども、私が心配するのはまとめられますかという質問をしよるんです。多数決で決めるという話やったんですけども、それだったら、今も言うたように、まとめた以外の部分は少数意見で出すんですかという質問をしよるんです。あるとすると、誰かも言いよったように、もしそういうまとめ方をするのであれば、参考意見としてこういう意見があったということで出すんだったら、別に少数意見でこうこうでこうやということは要らんと思うんです。まとめるんだったらまとめるで、別に皆さんがそれでまとめると言うんだったらあれですが、やっぱりまとめるやり方は大変だと思います。
- 原田議長 どうですか。今、吉村議員からあったんですけど、この中で議会の意見としては、この中から選んで、決めたいんですよ。今言ったように、後の少数意見として、それを出すかどうか。どうでしょうか。出したほうがいいでしょうか。出しますか。
- 嘉喜山議員。
- 嘉喜山議員 私は議会としての回答のみでいいんじゃないかと思っています。
- 原田議長 ということですが、ほかはどうですか。
- 中野議員。
- 中野議長 僕、個人的にはこれは質問された方は、議員はどんな考えをみんな持っているんだろうというところが聞きたいところで、だからまとめてしまうと、少数意見といっても今あるじゃないです。こんなの議会と関係ないから答えられませんというのが、それも1つの意見としてすごいいいことで、議員のあれをどうとらえるかというのは質問した人はそこを聞きたい。そこらあたりのところを誰がどうかは別にして、本来ならばこのまま出せる分で、量がどうしても無理ということが、大丈夫なんであれば、もうこのまましたら、多種多様なこんな意見を持っている人もあるし、それがちゃんとした意見だと思うんです。答えられないというのもし

いし。そういうところを知りたいのじゃないかと。質問された方は。ちょっと僕はそう感じるのですが、これは個人的です。まとめるというのであればやっていただけたらいい。なかなかまとめるのは大変だし、多分そういうところをどんな意見を持っているんだろうというところを聞きたいのじゃないかと思うのです。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 議長さんとしてまとめを作らなんといけんというのはよく分かります。そのやり方でしていただけたらと思います。ただし、1つの質問に物すごい正反対みたいな意見があったりするようなものも、多様な意見があるものも項目を見たらあります。ですから、それはきちんと載せるべきだと。私のほうも先ほど中野議員がおっしゃったように、そういう個々の議員が何を考えているのかが聞きたいんだと。もちろんそれが次の投票行動に当然結び付きます。この議員はどう考えている。それをぜひ知りたいと。そこまで言う必要はないんですが、やはりそれぞれの信条というのもきちんと今回は、名前はありませんから、ですからこれは添付資料としてぜひしてほしいと思います。

○原田議長 そういう意見があるんですが、議会は議会として、この中から1つは皆さんの意見を参考にしてまとめていきたいと思うのですが、あとの意見、少数意見を載せるか載せないか。決を採っていいですか。いつまでたってもらちが明かないので。いいですか。

金繁議員。

○金繁議員 せっかく活性化進めて、大枚払って視察してきたので、賛成する方、反対する方、まだ話していない方から、一言でも理由を言って結論を言っていただけたらと思います。

○原田議長 尾崎議員、どうですか。

○尾崎議員 私個人の考えです。議会として総意を1つ出すのは大事かと思います。この多様な意見もやはり回答するのが住民に対する議員としての誠意ではないかと、私はそのように感じております。

○原田議長 嘉喜山議員もさっきの回答でいいですか。はい。

池田議員、どうですか。

○池田議員 議会として取りまとめて、やっぱり参考資料として、こういう意見があったというのを明示したほうがいいんじゃないかと思います。

○原田議長 吉田議員はどうだったか。分かりました。

石川議員。

○石川議員 先ほどの取りまとめについて、各議員が選択をなさいと。それを多数決によって、機械的に意見をまとめるという話なんです。私は機械的にまとめるよりも、議長、副議長に一任して、議会としての意見をなかなかこれは御苦労が要るんだろうとは思いますが、議会としての取りまとめをしていただいて、その上で少数意見、参考意見でもいいですが、そういう形で取りまとめをしていただけたら、私はいんじゃないかと思います。

○原田議長 では、ほかの意見も載せるということですね。

○石川議員 いやいや、違いますよ。議長と副議長にこの取りまとめを一任した上で、機械的に選択して、各個人がするのじゃなくて、御苦労がある中で、取りまとめを議長、副議長に一任すると。その上で、その中から反対意見があれば、少数意見として、参考意見として、それも載せるという形ではいかがですかという話です。

○原田議長 正副議長で取りまとめて、反対意見があったら、その意見を載せるというのですか。石川議員。

○石川議員 180度違う意見も中にはあろうかと思うので、それはもう議長、副議長に吟味していただいて、その少数意見、参考意見として併記して載せるという形ではいかがですかという話です。

○原田議長 それも正副議長が判断をするということですね。

- 石川議員 そうです。機械的にやるよりは、私はそのほうがいいと思います。
- 原田議長 山下議員。
- 山下議長 議長、副議長に任せるといって、2人、よっしゃやりますと、任せてくれと言えるのですか。そこが一番なんです。
- 原田議長 先ほど言ったように、皆さんの意見の中から選んでいただきたい。一番これがいいんじゃないかというのを番号で一応提出をしていただいて。
山下議員。
- 山下議長 例えば、選んだ場合に、1、5、8と同じ同数とかもあるわけよ。1が3人、3が3人、4が3人という場合もあるので、それをどうして決めるかというのは大変なことになる。だからそこは議長、副議長に一任したいんですが、2人が任せてオーケーが出るのか出ないのかという。我々が一任しますと。それが言えんのやったら、やっぱり全部出さないといけないようなことになるし。そこをはっきりと。
- 原田議長 それはこっちで判断します。それがために参考資料として皆さんの意見を番号で出していただきたいということです。
山下議員。
- 山下議長 議長、副議長は議員の中から選ばれた2人なんで、それは我々もその2人に託すということはないけど、その最終判断を任せて、私も議長、副議長に最終的に委任でいいと思います。
- 原田議長 そこで、まとめた意見よりほかの意見をどうするかなんですよ。
- 山下議長 それも載せるんよ。よく委員会であるので、委員会は1つの案件に対しての取りまとめで、割と簡単なんだけど、これは本当に取りまとめすごい労力がかかると思うのですが、それは2人をお願いします。その反対意見も載せると。全部載せるんじゃないで、まとめて。
- 原田議長 分かりました。そういうことで、こちらの判断材料としても、皆さんからこれが一番いいのじゃないかというこの中で意見を出していただきたい。それは出してもらえますか。
(「はい」と言う者あり)
- 原田議長 分かりました。それを出してもらった上で、こちらのほうで判断して、これが議会として一番妥当な回答じゃないかというのをこちらで作成しますので、それを見ていただいて、これで最終決定していただきたいのですが。
中野議員。
- 中野議員 これは参考資料として載せるんですか。
- 原田議長 載せます。ほかの意見でしょう。少数意見でしょう。
- 中野議員 これを全部載せるんですね。添付の資料としては。見れるように。
- 原田議長 それはこちらで判断をするということ。
(発言する者あり)
- 原田議長 佐々木議員。
- 佐々木議員 そちら辺を最終的に、私らがこの2人が取りまとめをして、あと全員の意見をこのまま参考資料として載せるか、この中で何ぼか選んでもらって、それを資料として載せるか。どっちか決めてもろたら、それが一番いいのはいいんです。全部、参考資料として載せるのか。
- 原田議長 中野議員。
- 中野議員 載せたらいいん理由が僕には分からない。出すのに載せたらいいん理由が僕には理解できません。だからどれがいいとか、選ぶこともできないし、参考資料で載せたらいいん理由が僕には分かりません。
- 原田議長 全部この意見は載せるということでもいいですか。よろしいですか。
吉田議員。
- 吉田議員 今まで話し合った意見が全く反映されていないんですけども、これは議会報告会での

質問内容ですから、議会として回答はまず1つしなければならなので、反対意見がもしあるとすれば、参考意見でこういうのがありますよということは、さっき了承を僕はしたんですけど。そういう形で全部載せるのだったら全然意味ないんじゃないですか。書きたい放題になりますよ。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 これは開かれた議会ということであれしとる部分で、議員がそれぞれどんな考えを持っているか、個人に対する質問というのもあるんですから、そこまであれだったら個人は実名出してから、私はこういうあれですということで、あれとは別個に回答書を。初めて回答書というやり方を今までの中で文書で、書類で出したわけです。だから、初めてそういうやり方に取り組んでおいて、そして議会としての意見というのは何回も言うように、それはまとめてこうこうが必要です。議会主催でやったんです。だけど、14人それぞれが個人的な質問も先ほど言いましたけどあって、それには個人で回答している。だったら実名出して、回答出したらいいやない。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 それだったら、14人全員がこの質問に対して回答を書くべきでしょう。書いている人、書いていない人がいますから、とりあえず議会としての報告はするというので、参考意見で出していただければ結構です。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 だから、今の部分では、書いていない人は書いていないので、もし実名で出すのだったら書いていない人は自分の名前で議会ということを出してもらったらいい。それを言いよる。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 それだったら最初から、全員が書く、書かないは別にして、我々だって書けない部分というのはあるんですよ。例えば、文書においてお願いと、意味が分からないことがいっぱいあるわけですよ。個人として回答ができないところがあります。そこはある面では、個人の議員に対しての質問もありますから、それは個人の議員が回答していただければ結構だと思います。

だけど、それだったら最初から、14人の議員が全員これについて一言回答をお願いしますという形でしていただければ、最初から私もきちっと全部書きますし、そういうのがなくて、出てきた意見の中から、これを全部出しますというのはちょっと意味合いが違ってくるのではないかと。最初の段階では、それはなかったですから。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 多分、今の部分では、私らもこの質問の中で意味が分からないところは無回答でおおところもそれぞれの議員であると思う。それはそれで別に書けということじゃなかったの、構わないと思うので。どっちにしろまとめていかなんだら、だから私は議会としての方向性は出すべきだと。だけど、出しにくいことないかと。ならば、今、議長が言いよったように、何番かを選んでもらって、多数決で決める。それはそれで皆さんが決まったらいいですよ。ただ、せっかく意見を出したんですから、それだったらそれで、これを少数意見で出すんですか、それとも参考資料で出すんですかと。出すんだったら参考意見で出したらどうですかということ言いよるだけです。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 今ので、私も吉村議員のでいいんだけど、最後の全部出すか出さないかというのは、ちょっと参考意見としてこういうのがありますということで出せばいいので。全部出すんだったら意味ないですよ。今、議員の言われたのがそのとおりなので、全部出す必要はないと思う。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 全部出すのであれば、回答していない議員の名前も出したらどうですか。項目で回答なしというのもあるわけですから。

○原田議長 今回は名前も出しません。

○石川議員 出さないんでしょう。出さないんだったら、その議論はないと思います。

○原田議長 最終決定したいんですよ。皆さんからこれが一番いいんじゃないかという番号を提出していただきたい。それを参考にこちらでまとめます。それ以外に、少数意見としてこういう意見があったということ載せるということで、それでいいですか。

金繁議員。

○金繁議員 全部載せるという方も結構数いました。決を採っていただいてもいいですか。全部載せるかどうかについて。最終的な。

○原田議長 全部載せるんでしょう。

○金繁議員 反対というか、違う意見を議長、副議長がピックアップして載せるのか、それともこのまま参考資料として載せるのか。

○原田議長 参考資料として載せるんです。

○金繁議員 全部ね。よろしくお願いします。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 取りまとめの部分を報告を12月議会でするんやな。

○原田議長 せんといけませんね。

○吉村議員 するんだったら、これはスケジュールをいつまでにとということで、逆算でやっていかないと。

○原田議長 皆さんから番号を選んでいただくのは、期限を決めて提出していただきます。それからこちらでまとめます。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会報告会の議員派遣報告については、今回の資料にもありますとおり、別に作成しております。なので、この意見の取りまとめについては、恐らく12月議会までには間に合わないの、別の日程で準備を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○原田議長 事務局からそういうことで、この意見の取りまとめはちょっとまとまらないということで。この報告はします。確かに12月の定例で。そういうことでいいですか。分かりましたか。

鷹野議員。

○鷹野議員 確認です。一応、この番号を各議員がこの意見が妥当じゃないかということで丸をします。それで、議長、副議長がそれを見て、取りまとめをします。ただし、少数意見もそれには載せますということいいですね。

○原田議長 少数意見も載せる。

○鷹野議員 少数意見も入れて、議会としてのまとめをする。

○原田議長 番号で選んでもらうでしょう。

吉田議員。

○吉田議員 議長だけで最終的には出していただくんですけども、参考意見として少数意見を載せていただくこと、参考意見、こういう意見もありましたというので、1つか2つ出していただいて、全体を出すという話は一切僕らは承認はしておりません。全体を参考意見として出すというのは、それは我々は賛同していません。それを今、金繁議員は賛成、反対で多数決を採ってくださいということだったんです。採りましょうよ。

(発言する者あり)

○原田議長 決を採ります。我々でまとめて、それ以外に、いただいた意見を全て参考意見として

出すと、それに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○原田議長 6人、賛成少数です。
反対の方の挙手をお願いします。

(反対者挙手)

○原田議長 6人、数が合わない。

山下議員。

○山下議員 今の諮り方はちょっとおかしい。取りまとめを議長、副議長がして、反対少数の意見も入れるということで進みよったんやけど。議長は、全ての意見を出すということなんやろう。それを決を採れと。参考資料でこれを全てを出すか、出さないかを決を採ってくださいと。今のは違うやろう。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 今、山下議員がおっしゃった、そして吉田議員も確認された、最初私が反対、賛成採ってくださいと言ったのは、参考資料として、全部の意見を載せるかどうかです。議長、今それで挙手をお願いしたということですのでいいですね。

今、挙手していただいて、賛成の方は6、反対6、保留1です。議長が最終的な決定権ということになりました。

○原田議長 保留あったんですかね。

(「棄権」と言う者あり)

○原田議長 もう我々で、議会の意見は取りまとめします。皆さんからの番号を書いていたのを参考に、我々が議会としての意見をまとめます。それにプラス、この皆さんからの意見は参考資料として載せたらいいと思います。

○山下議員 議長は載せるということ。それは議長の判断だから。

○原田議長 そうです。もういいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 そうしたら、これで皆さん、それぞれこれが妥当という意見を選んでくださいね。
本多事務局長。

○本多事務局長 事務局としては、11月28日、来週の月曜日の正午までに事務局のほうまで持ってきていただきたいと思います。一応、様式は用意しているんですが、とりあえずデータのほうもパソコンのアドレスを登録された方については、全てお送りいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 それから、公表の方法なんですけど、先ほどホームページという御意見がありまして、今までどおりそれも載せるのですが、この前まさにこの報告会の中で、土山先生が提案してくださった会場の文化センターにも紙で貼り出したらどうですかという意見がありました。確かに、ホームページ、インターネットしている人が全てではないので、何らかの形で紙ベースでも出したほうがいいのではないかと思うのですが、御荘文化センターに貼り出すとか、支所に貼り出すとか、いかがでしょうか。

○原田議長 どうでしょうか。今、そういった意見が出ましたが、どうしますか。皆さんの御意見。ちょっと挙手して。

石川議員。

○石川議員 ホームページで公表するので、その同時期にどこか紙ベースで貼り出すか、何か方法については、議長に一任します。

○原田議長 それでいいですか。

鷹野議員。

- 鷹野議員 やったら、閲覧資料として何ぼか構えておって、出したらどうでしょうか。閲覧資料。各支所に置くとか、そこに置くとか、そういう閲覧資料という形でやれば、見たい人、文化センターでもいいと思います。
- 原田議長 という意見がありますが、どうですか。それでいいですか。
(「はい」と言う者あり)
- 原田議長 じゃあ、そういう形で公表したいと思います。
続いて、議員派遣結果報告、皆さんもタブレットで報告書の案は見ていただいたと思います。これで何か御意見ございますか。
(「なし」と言う者あり)
- 原田議長 報告者を決定したいと思います。
通常、副議長が報告すると思うのですが、それでいいですか。
(「はい」と言う者あり)
- 原田議長 それでは、副議長に報告をしていただきます。
続いて、2番目の議員視察研修について。議員派遣結果報告案も、これも皆さん、目を通していただいたと思います。何か御意見ございませんか。
嘉喜山議員。
- 嘉喜山議員 8ページの③、愛南町での可能性というところですが、これは本年の4月1日から施行されたプラスチック資源循環促進法の趣旨からすると、このようなプラスチック、燃やして処理するとか、そういったことは推奨されていないわけなんで、ここは除けるべきだと思います。
- 原田議長 嘉喜山議員。
- 嘉喜山議員 それともう一点、9割の国庫補助があるとはいいながら、今後、いつまでもこれがあるわけではないので、そういった経費を考えると、その辺もこの書き方には異論があります。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 私も嘉喜山議員の懸念というか、御意見賛同する部分があります。水産課長もちらっとおっしゃっていましたが、蛇口戦略、プラスチックを出さないというところを減らすというところも考えてやっていかないといけないので、その一言を入れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
- 原田議長 そういう意見がございまして。そこらあたり訂正しましょうか。どうですか、皆さん。ちょっとそこらあたり考えてみます。あとないですか。
(「なし」と言う者あり)
- 原田議長 これも報告者を決定したいと思います。
これも副議長でよろしいでしょうか。
(「はい」と言う者あり)
- 原田議長 では、そうします。
続いて、3番、その他、事務局何かありますか。
本多事務局長。
- 本多事務局長 その他のところで2点、報告とお知らせがございまして。
まず初めに、11月16日に行政視察を受入れしましたので、その内容について報告をさせていただきます。
11月16日、岩手県の山田町議会の総務教育常任委員会の12名が視察にまいりました。視察項目につきましては、ふるさと応援寄附金について。そして、SDGs持続可能な開発目標についてということで、SDGsについては、持続可能な水産業ということで、ユニッコリーについて視察をしていただきました。これが報告です。

続きまして、連絡事項なのですが、議員研修としまして、愛媛県町村議会議長会第1回議長研修会について、案内をさせていただきます。

11月24日の木曜日、明後日なのですが、午後2時50分から3時50分までの間、議長研修会が町村議会議長会の全員協議会が開催されます。場所は、今、この現場で大会議室のようになるのですが、当日、愛媛県の市町振興課長の森 佑布氏が来られまして、デジタル田園都市国家構想推進交付金等についてという演題で講演をされます。この講演を皆様にお聞き願いたいと思っております。

この講演につきましては、大体午後2時50分あたりからなのですが、その前に、この現場で全員協議会を開いておりますので、皆様につきましては、控室のほうで控えていただいております。また時間になりましたら、事務局が御案内いたしますので、控室のほうで待機をしてください。よろしくお願いいたします。

あともう一点連絡なのですが、太陽光発電の裁判の準備書面をタブレットの執行部からのお知らせ欄に掲示しておりますので、御確認をお願いいたします。

○原田議長 事務局長より御報告ありましたが、何か御質問ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 では、24日、よろしくお願いいたします。これで議員全員協議会を終了します。

議長